

逗子市火災予防条例（施行規則）の一部改正（案）

新旧対照表

逗子市火災予防条例(昭和37年条例第14号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>
<p>第48条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第7章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p>第49条 次の各号の一に該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第30条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者</p> <p>(2) 第31条の規定に違反した者</p> <p>(3) 第33条又は第34条の規定に違反した者</p>	<p>第48条 (略)</p> <p>第7章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p>第49条 (略)</p>

逗子市火災予防条例施行規則(平成14年規則第48号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(追加)	<u>（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）</u>
(追加)	第13条 条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる防火対
_____	象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1(1)項から(4)
_____	項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)
_____	項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準
_____	又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋
_____	内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなけ
_____	ればならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査において
_____	これらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。
(追加)	2 条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容
_____	は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動
_____	火災報知設備が設置されていないこととする。
(追加)	<u>（公表の手続）</u>
(追加)	第14条 条例第47条の2第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検
_____	査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入
_____	検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正さ
_____	れたことを確認できるまでの間、市のホームページへの掲載により行
_____	う。
(追加)	2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
_____	(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所
_____	属する場所
_____	属する用途
_____	属する階層
_____	属する防火区画
_____	属する防火区画の区分
_____	属する防火区画の区分
(追加)	_____
_____	_____
_____	_____

(追加)

(追加)

(届出承認)

第13条 この規則に定める申請書又は届出書は、すべて2部提出するものとし、その1部は、副本として届出済の印(第14号様式)を押印し、申請者又は届出者に交付するものとする。

(委任)

第14条 この規則について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

別表第1(第2条関係)

変電設備等の保有空間

在地

(2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)

(3) その他消防長が必要と認める事項

(公表の通知)

第15条 条例第47条の2第2項の規定による防火対象物の関係者に対する通知は、公表通知書(第14号様式)により行うものとする。

(届出承認)

第16条 この規則に定める申請書又は届出書は、すべて2部提出するものとし、その1部は、副本として届出済の印(第15号様式)を押印し、申請者又は届出者に交付するものとする。

(委任)

第17条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 (略)

別表第1 (略)

第 号
年 月 日

公表通知書

様

逗子市消防長 印

あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、 年 月 日に改善指示書により通知した違反（ ）のうち、現に違反が認められるものについて逗子市火災予防条例第 47 条の 2 の規定により下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物	名称	
	所在地	
違反の内容		

2 公表の方法

市のホームページに掲載する

3 公表予定日

年 月 日

備考

公表の前に違反の是正を確認したときは当該違反事実については公表しません。既に公表している場合は、当該違反事実の情報を削除します。